

香川県広域水道企業団における設計 コンサルの入札契約制度について

香川県広域水道企業団

本部発注と事務所発注の区分について

- ◆ 広域水道施設整備工事に伴う業務委託の入札契約は企業団本部
- ◆ 経年施設更新工事等に伴う業務委託の入札契約は企業団事務所（設計金額7百万円以上は企業団本部）
- ◆ 本部発注は企業長名、事務所発注は事務所長名で入札公告等

平成31年度までの入札契約制度について

1 基本的な考え方

- ◆企業団本部及び府中事務所が行うものは、県の入札契約制度
- ◆企業団事務所（府中事務所を除く）で行うものは、それぞれ各事務所の所在市町の入札契約制度
- ◆制度統一が可能な項目は、前倒しして統一を行う

平成31年度までの入札契約制度について

2 具体的な取扱い

- ◆ 電子入札は本部、各事務所（高松、丸亀、善通寺、三豊、府中）
- ◆ 紙入札は、上記以外の事務所
- ◆ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度・入札契約方式・前払金などは、その時点の県及び各市町の制度を企業団で適用

平成32年度からの制度統一について

▶ 考え方

- 平成32年度のブロック統括センター設置にあわせ、入札契約制度を統一
- 県の制度をベースにして検討を進めて行く
- 統一できる項目については、32年度以前であっても、前倒しして統一を行う

平成30年度から統一する項目について

▶ 予定価格

- ・すべて事後公表とする（随意契約を除く）

▶ 入札契約情報の公開

- ・公表時期は入札終了後
- ・公表内容〈業務名、業務場所、予定価格、開札日、契約業者名、発注担当課（所）〉

▶ 指名停止措置、不当要求対応は県の制度で統一する

その他

- ▶ 企業団ホームページにおいて、入札情報、入札結果、各種様式、関係規程などを、順次、掲載していく予定